

株 主 各 位

石川県小松市工業団地1丁目72番地
小松ウオール工業株式会社
代表取締役社長 **加 納 裕**

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、来る平成27年6月24日（水曜日）午後5時20分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時（午前9時より受付開始）
2. 場 所 石川県小松市工業団地1丁目72番地
当社本店 2階会議室
3. 目的事項
報 告 事 項 第48期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 第48期剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.komatsuwall.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎株主総会終了後、株主の皆様との懇談の場を設けておりますので、お気軽にご出席いただきご意見などを賜りたいと存じます。

<添付書類>

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当事業年度のわが国経済は、政府の積極的な経済政策や日銀の金融政策により、株価の堅調な推移や企業収益及び雇用情勢の改善が見られ、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況にあって当社は、ものづくりの原点である品質第一を最重要テーマに掲げ、国内最先端の最新設備（NCT自動倉庫複合システム、上下棧自動スポット溶接ラインなど）を導入して生産体制の整備を進めてまいりました。また、営業案件一件当たりの製品カバー率を高めることにより、受注高の伸張に注力してまいりました。品目別では、主力製品である可動間仕切が好調で、特に高級化志向で、かつ細かなリクエストに対応できる「マイティウォール」が好調に推移しました。用途別では、首都圏の再開発等大型新築ビルの移転需要をはじめとする事務所・オフィスや、学生確保のために設備更新を急ぐ学校・体育施設などが好調に推移しました。

これらの結果、売上高は302億80百万円となり、前事業年度比4.5%の増加となりました。また、受注残高におきましても前事業年度と比較して11.5%増加しております。

利益面につきましては、生産部門において、一昨年から継続して実施してきた設備投資をさらに加速させ、品質向上に加えてスピードアップと生産性の向上を図りました。設計部門におきましては、多能工教育を一層進め、建築図からの展開について、より標準化を進めるとともに更なるCADの新鋭化によって自動処理化が進展いたしました。これらは、生産体制の改善に大きく寄与しております。また、営業部門におきましては、個別工事案件ごとの適正な利益率の確保をはじめとして、販売管理面に特段の注力を重ねてきました。その結果、売上総利益率が37.5%（前事業年度比0.4ポイント下降）となり、営業利益は38億36百万円（前事業年度比0.0%増）、経常利益は38億80百万円（前事業年度比1.8%減）、当期純利益が24億96百万円（前事業年度比10.2%増）となりました。

品目別の売上高につきましては、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

品目	年度別	前事業年度		当事業年度		前事業年度比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
可動間仕切		8,457	29.2 %	8,968	29.6 %	106.0 %
固定間仕切		9,419	32.5	9,489	31.3	100.7
トイレブース		5,434	18.8	5,718	18.9	105.2
移動間仕切		4,187	14.5	4,605	15.2	110.0
ロー間仕切		622	2.1	697	2.3	112.2
その他		854	2.9	802	2.7	93.9
計		28,975	100.0	30,280	100.0	104.5

2. 設備投資および資金調達の状況

当事業年度における設備投資については、(仮称)加賀工場の用地取得、第二工場・第三工場の既存機械装置の維持更新および営業拠点の整備等を中心に総額31億44百万円となり、所要資金については自己資金を充当しております。

3. 会社が対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、原材料やエネルギーコストなどの上昇や人手不足の問題などによる影響はリスクとして存在するものの、政府が打ち出した諸政策により、景気は緩やかに回復してきております。

間仕切業界におきましては、震災の影響から災害に対する関心が高まり、デザインや機能だけではなく耐震性や堅牢性に重きを置いた需要が多様化してきております。

このような状況にあって当社は、お客様により近く、よりスピーディーに製品、サービスの提供をするため、顧客ニーズに対応した営業活動を推進し、当社の特長である「設計指定活動」による受注活動を推し進め、受注から設計、製造、販売、施工、サービスまでの「自社一貫システム」を活かして、より多くの製品を迅速に提供してまいります。また、2020年の東京オリンピック開催に向けた建設計画等が動きだし、市場が活性化してくると思われれます。マーケットの拡大と顧客ニーズに合った製品の販売に対応するため、より多くの人材の採用、教育を積極的に進め、更なる業績の向上を図ってまいります。

4. 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第45期	第46期	第47期	第48期 (当事業年度)
売 上 高	24,644	28,156	28,975	30,280
経 常 利 益	1,268	3,322	3,950	3,880
当 期 純 利 益	652	2,006	2,265	2,496
1株当たり当期純利益	63円38銭	198円69銭	224円35銭	247円22銭
総 資 産	28,332	31,242	32,901	35,120
純 資 産	23,357	25,105	26,935	28,911
1株当たり純資産	2,313円14銭	2,486円27銭	2,667円55銭	2,863円20銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、1株当たり純資産は期末株式数に基づき算出しております。
3. 当事業年度の業績変動については、「1. 事業の経過および成果」を参照してください。

5. 重要な子会社の状況

該当事項はございません。

6. 主要な事業内容

当社は間仕切製品の専門メーカーとして、可動間仕切、固定間仕切、トイレブース、移動間仕切、ロー間仕切等の製造、販売及び施工を主とし、事業を展開しております。

7. 主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	石川県小松市	八 王 子 営 業 所	東京都八王子市
第 一 工 場	〃	川 崎 営 業 所	川崎市幸区
第 二 工 場	〃	浜 松 営 業 所	浜松市東区
第 三 工 場	〃	岐 阜 営 業 所	岐阜県岐阜市
札 幌 支 店	札幌市西区	三 重 営 業 所	三重県津市
仙 台 支 店	仙台市宮城野区	和 歌 山 営 業 所	和歌山県和歌山市
新 潟 支 店	新潟市中央区	奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
前 橋 支 店	群馬県前橋市	神 戸 営 業 所	神戸市東灘区
さいたま支店	さいたま市北区	岡 山 営 業 所	岡山市北区
東 京 支 店	東京都千代田区	高 松 営 業 所	香川県高松市
東 京 第 一 支 店	〃	松 山 営 業 所	愛媛県松山市
東 京 O S 支 店	〃	北 九 州 営 業 所	北九州市小倉南区
横 浜 支 店	横浜市港北区	熊 本 営 業 所	熊本県熊本市
長 野 支 店	長野県松本市	宮 崎 営 業 所	宮崎県宮崎市
名 古 屋 支 店	名古屋市瑞穂区	鹿 児 島 営 業 所	鹿児島県鹿児島市
京 都 支 店	京都市伏見区	東 日 本 統 括 課	東京都江戸川区
大 阪 支 店	大阪市西区	西 日 本 統 括 課	大阪府吹田市
大 阪 第 一 支 店	〃	仙 台 サ ー ビ ス セ ン タ ー	仙台市宮城野区
広 島 支 店	広島市佐伯区	さいたまサービスセンター	さいたま市北区
福 岡 支 店	福岡市東区	横 浜 サ ー ビ ス セ ン タ ー	横浜市港北区
青 森 営 業 所	青森県青森市	名 古 屋 サ ー ビ ス セ ン タ ー	名古屋市瑞穂区
盛 岡 営 業 所	岩手県盛岡市	京 都 サ ー ビ ス セ ン タ ー	京都市伏見区
福 島 営 業 所	福島県郡山市	南 大 阪 サ ー ビ ス セ ン タ ー	堺市美原区
宇 都 宮 営 業 所	栃木県宇都宮市	神 戸 サ ー ビ ス セ ン タ ー	神戸市東灘区
水 戸 営 業 所	茨城県水戸市	広 島 サ ー ビ ス セ ン タ ー	広島市佐伯区
千 葉 営 業 所	千葉県花見川区	福 岡 サ ー ビ ス セ ン タ ー	福岡市東区
東 京 第 二 営 業 所	東京都千代田区		

8. 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,099名	94名増	37.2歳	12.8年

(注) 従業員数には、嘱託およびパートタイマー（計26名）は含まれておりません。

II. 会社の現況 (平成27年3月31日現在)

1. 株式の状況

- ①発行可能株式総数 25,000,000株
- ②発行済株式の総数 10,903,240株 (自己株式805,660株含む。)
- ③株 主 数 6,818名 (前事業年度比759名減)
- ④大 株 主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 加 納 ア ネ シ ス	2,531,849 株	25.07 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	682,700	6.76
株 式 会 社 北 國 銀 行	442,280	4.38
有 限 会 社 マ ル ヨ	273,000	2.70
小 松 ウ オ ー ル 工 業 従 業 員 持 株 会	209,540	2.08
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託口)	193,900	1.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	184,300	1.83
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	154,600	1.53
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	143,200	1.42
株 式 会 社 北 陸 銀 行	141,600	1.40

- (注) 1. 持株比率は自己株式(805,660株)を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社の持株数は、信託業務に係るものであります。

2. 新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
加納 裕	代表取締役社長	社長執行役員
牛島 覚	取締役	専務執行役員営業本部長
吉岡 哲雄	取締役	常務執行役員管理部門管掌
鈴木 裕文	取締役	執行役員経理本部長
本彦 義夫	取締役	執行役員総務本部長
万仲 秀和	取締役	執行役員生産本部長兼生産管理部長
山口 徹	取締役	株式会社共和工業所代表取締役会長
松本 茂	常勤監査役	
宮前 悟	監査役	弁護士法人米澤・宮前法律事務所
松木 浩一	監査役	松木浩一公認会計士・税理士事務所所長 株式会社アイ・オー・データ機器社外監査役

- (注) 1. 取締役 山口徹氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 宮前悟氏および監査役 松木浩一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 取締役 山口徹氏および監査役 松木浩一氏については、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 当事業年度中の異動は次のとおりであります。

(就任)

監査役 松本茂氏は、平成26年6月25日開催の第47期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

(退任)

監査役 山本孝三氏は、平成26年6月25日付にて辞任いたしました。

5. 平成27年4月1日以降の変更は次のとおりであります。

異動日	地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
平成27年4月1日	取締役	吉岡 哲雄	
平成27年4月1日	取締役	鈴木 裕文	常務執行役員経理本部長

(2) 社外役員に関する事項

1. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 山口徹氏は、株式会社共和工業所代表取締役会長を兼務しております。なお、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

監査役 宮前悟氏は、弁護士法人米澤・宮前法律事務所の業務執行者を兼務しております。なお、当社と同事務所の共同パートナーである米澤弁護士との間で、法律顧問契約を締結しております。

監査役 松木浩一氏は、松木浩一公認会計士・税理士事務所所長を兼務しております。なお、当社と同事務所との間には特別の利害関係はありません。

2. 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	山 口 徹	当事業年度開催の取締役会12回のうち9回に出席し、主に経営者としての豊富な経験からの発言を適宜行っております。
監 査 役	宮 前 悟	当事業年度開催の取締役会12回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	松 木 浩一	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会8回のうち7回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	209百万円（うち社外取締役1名1百万円）
監 査 役	4名	22百万円（うち社外監査役2名2百万円）
合 計	11名	231百万円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月23日開催の定時株主総会において年額400百万円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人の給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役に支払った報酬には、当事業年度中の退任監査役1名に対する報酬額を含めて表示しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

5. 会社の体制および方針

内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社が、内部統制システム構築に関する基本方針として決議した事項は、次のとおりであります。(最終改訂：平成25年3月5日)

(1) 基本的な考え方

当社では、以下の「我が社の基本理念」を経営の拠りどころとし行動します。

「我が社の基本理念」

われわれは常に一流を志向し内に礼節、勤勉、誠実を心がけ積極果敢に行動します。

一. 常に需要の動向を的確にとらえ、より良い製品、サービスを提供します。

一. 顧客に奉仕し、明るい職場環境をつくり、従業員の生活向上を図ります。

一. 限りない情熱と、たゆまぬ努力を重ね、企業の発展を期し社会のために尽くします。

また、当社では上記の「我が社の基本理念」を具体的行動に落とし込んだ以下の行動指針を日ごろの業務運営の指針とします。

(行動指針)

私たちの目指すところは、誠実かつ公正な経営を実現し、企業の社会的責任を果たしていくことです。私たちは次のとおり行動します。

1. 私たちは、顧客の満足を第一とし、常に最高の製品、サービスを提供していきます。
2. 私たちは、法令やルールを厳格に遵守し誠実かつ公正な企業活動を行います。
3. 私たちは、社員一人ひとりの人権と人格を尊重するとともに、働きやすい企業風土の実現に努めます。
4. 私たちは、ステークホルダーに対して、公正で適切な情報開示に努めます。
5. 私たちは、かけがえのない地球環境を守るため、環境保全の活動を通して社会に貢献します。
6. 私たちは、国際化時代にあって異なる文化的伝統や慣習を尊重します。
7. 私たちは、利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。
8. 私たちは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨みます。

(2) 整備状況

整備状況については、平成18年5月の取締役会にて、内部統制システム構築に関する基本方針を決議しました。この基本方針に基づき、内部統制に関する体制、環境を整備、運用しております。

内部統制システム構築に関する基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役および使用人が法令や定款に適合した行動ができるように「行動規範」を制定し、その徹底を図るため社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置して、コンプライアンス体制の確立、浸透、定着を図る。また、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報を受け付ける通報相談窓口を設ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令や社内規程に基づき、文書または電子的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
取締役および監査役は、それらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置するとともに、リスク管理体制の整備を進め、当社を取り巻くリスクを特定したうえで適切なリスク対応を図る。また、「コンプライアンス・リスク管理委員会」へリスク情報を集約し、職務執行への活用を図るとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理対応策を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務権限、会議体の開催や付議基準等を明確化するとともに、意思決定の妥当性を高めるための体制を整備する。
取締役会は原則月1回開催し、経営に関する重要事項について審議、議決および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
5. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
当社は現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、同使用人を置くものとする。なお、使用人の人事については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制およびその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制
当社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告するものとする。
また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができることとする。
なお、監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、内部監査部門と情報の交換に努め、連携して監査の実効性を確保する。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、関係排除に取り組んでおります。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

1. 不当要求に関する対応統括部署は総務部とし、不当要求防止責任者を設置するとともに、事案により関係部署と協議し対応しております。
2. 石川県企業防衛対策協議会、公益財団法人石川県暴力追放運動推進センター等の指導を受けるとともに、必要に応じて警察署、顧問弁護士等と連携して、反社会的勢力に対する体制を整備しております。
3. 反社会的勢力に関する情報を社内で収集し一元管理するとともに、当該情報を取引等の相手方が反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

(注) 平成27年5月19日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を改訂しております。

以 上

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,504	流動負債	4,733
現金及び預金	10,536	買掛金	1,553
受取手形	2,994	未払金	991
売掛金	7,007	未払費用	134
電子記録債権	942	未払法人税等	644
たな卸資産	494	前受金	48
前払費用	35	預り金	22
繰延税金資産	407	賞与引当金	931
その他	99	その他	406
貸倒引当金	△ 12	固定負債	1,475
固定資産	12,616	退職給付引当金	1,250
有形固定資産	9,941	役員退職慰労引当金	193
建物	5,620	その他	31
構築物	531		
機械及び装置	4,543	負債合計	6,209
車両運搬具	109	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	784	株主資本	28,824
土地	4,566	資本金	3,099
建設仮勘定	1,222	資本剰余金	3,031
減価償却累計額	△ 7,435	資本準備金	3,031
無形固定資産	345	利益剰余金	23,535
ソフトウェア	325	利益準備金	301
その他	19	その他利益剰余金	23,234
投資その他の資産	2,329	特別償却準備金	33
投資有価証券	547	固定資産圧縮積立金	251
出資金	14	別途積立金	14,986
長期貸付金	5	繰越利益剰余金	7,963
破産更生債権等	34	自己株式	△ 842
長期前払費用	23	評価・換算差額等	86
繰延税金資産	320	その他有価証券評価差額金	86
その他	1,414		
貸倒引当金	△ 30	純資産合計	28,911
資産合計	35,120	負債・純資産合計	35,120

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		30,280
売上原価		18,917
売上総利益		11,363
販売費及び一般管理費		7,527
営業利益		3,836
営業外収益		
受取利息	5	
受取配当金	8	
受取保険金	31	
受取家賃	23	
その他の	6	75
営業外費用		
売上割引	26	
その他	3	30
経常利益		3,880
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	9	
減損損失	80	
投資有価証券評価損	5	100
税引前当期純利益		3,784
法人税、住民税及び事業税	1,313	
法人税等調整額	△25	1,288
当期純利益		2,496

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									評価・換算差額等
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計	其他 有価証券 評価 差額金
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
		特別償却準備金			固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,099	3,031	301	39	240	14,986	6,026	△ 842	26,884	51
当期変動額										
剰余金の配当							△ 555		△ 555	
当期純利益							2,496		2,496	
特別償却準備金の積立				1			△ 1		-	
特別償却準備金の取崩				△ 7			7		-	
固定資産圧縮積立金の積立					12		△ 12		-	
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 1		1		-	
自己株式の取得								△ 0	△ 0	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										34
当期変動額合計	-	-	-	△ 6	11	-	1,936	△ 0	1,940	34
当期末残高	3,099	3,031	301	33	251	14,986	7,963	△ 842	28,824	86

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの……移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 製品及び仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - 原材料 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
 - 貯蔵品 最終仕入原価法
3. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産……定率法
 - ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法
主な耐用年数は以下のとおり

建 物	8～50年
構 築 物	7～50年
機械及び装置	10年
車両運搬具	4～5年
工具、器具及び備品	2～8年
 - 無形固定資産……利用可能期間(5年)に基づく定額法
(ソフトウェア)
4. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金
 - 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞与引当金
 - 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
 - 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
 - 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
 - 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。
 - 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
(会計方針の変更)
 - 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。これによる損益及び財政状態に与える影響はありません。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

なお、平成21年6月25日開催の第42期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止し、当該総会終結時に在任する取締役及び監査役に対し、制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を打ち切り支給することといたしました。これに伴い、当該総会終結時以降については新たな引当金の繰入はありません。

5. 収益及び費用の計上基準

工事契約の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

……工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 表示方法の変更

貸借対照表関係

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「製品」、「仕掛品」、「原材料及び貯蔵品」は、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より「たな卸資産」として一括して掲記することとし、その内訳を注記事項に記載する方法に変更しております。

なお、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた各科目の金額は、「製品」85百万円、「仕掛品」171百万円、「原材料及び貯蔵品」249百万円であります。

前事業年度において、「有形固定資産」の減価償却累計額は、各資産科目の金額から直接控除して表示し、当該減価償却累計額を注記事項に記載しておりましたが、貸借対照表の明瞭性を高めるため、当事業年度より各資産科目に対する控除科目として貸借対照表に一括して掲記する方法に変更しております。

なお、前事業年度の貸借対照表において、「有形固定資産」に表示していた各科目の金額は、「建物（純額）」2,057百万円、「構築物（純額）」81百万円、「機械及び装置（純額）」1,230百万円、「車両運搬具（純額）」26百万円、「工具、器具及び備品（純額）」112百万円、及び「貸借対照表に関する注記」の「有形固定資産の減価償却累計額」に記載しておりました「減価償却累計額」7,073百万円であります。

退職給付関係

「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）の改正に伴い、複数事業主制度に基づく退職給付に関する注記の表示方法を変更しております。

なお、表示方法の変更の内容は当該箇所に記載しております。

貸借対照表に関する注記

たな卸資産の内訳

製品	80百万円
仕掛品	125百万円
原材料及び貯蔵品	288百万円

損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(百万円)
前橋支店（群馬県前橋市）	事務所・倉庫	土地	54
		建物等	11
鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）	事務所	土地	1
		建物等	11

当社は、営業拠点については事業所別に、製造拠点については関連する工場を一体として、遊休資産については当該資産単独で資産のグルーピングを行っております。

上記の資産グループについては、当事業年度において、事業所移転による資産の処分意思決定を行ったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（80百万円）として特別損失に計上しました。

なお、上記の資産グループの回収可能価額は、前橋支店については固定資産税評価額を基礎とした正味売却価額により、鹿児島営業所については売却予定価額により評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式	普通株式	10,903,240	-	-	10,903,240

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
自己株式	普通株式	805,590	70	-	805,660

(注) 自己株式の増加数の内訳

単元未満株式の買取による増加 70株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	302	30.00	平成26年3月31日	平成26年6月26日
平成26年10月20日 取締役会	普通株式	252	25.00	平成26年9月30日	平成26年11月27日
計		555			

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	302	利益剰 余金	30.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産（流動）

未払事業税	51
賞与引当金	305
未払法定福利費	42
その他の	7
繰延税金資産計	<u>407</u>

繰延税金資産（固定）

退職給付引当金	401
役員退職慰労引当金	62
減損損失	145
会員権評価損 その他の	9
	<u>23</u>
繰延税金資産小計	642
評価性引当額	<u>△146</u>
繰延税金資産合計	496

繰延税金負債（固定）

特別償却準備金	△15
固定資産圧縮積立金	△118
その他有価証券評価差額金	△40
繰延税金負債計	<u>△175</u>
繰延税金資産の純額	<u>320</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0%
住民税均等割等	1.3%
試験研究費等の税額控除	△3.8%
評価性引当額の増減	△1.2%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.8%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.0%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.8%、平成28年4月1日以降のものについては32.1%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が65百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が69百万円、その他有価証券評価差額金が4百万円それぞれ増加しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については内部留保資金による方針であります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の債権管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を実施し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、各取引先の信用状況を定期的に把握する体制としており、取引開始時における与信調査、与信枠の定期的な見直しを実施しております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。株式は、市場価格の変動リスク及び発行体（主として取引先企業）の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行会社の財政状態等を把握することとしており、担当役員より代表取締役社長に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金、また未払法人税等は、その全てが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。当社は、経営計画及び各部門からの報告に基づき、経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を一定水準に維持することなどにより当該リスクを管理しております。

- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）をご参照ください。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1)現金及び預金	10,536	10,536	-
(2)受取手形	2,994	2,994	-
(3)売掛金	7,007	7,007	-
(4)電子記録債権	942	942	-
(5)投資有価証券 その他有価証券	424	424	-
(6)買掛金	(1,553)	(1,553)	-
(7)未払金	(991)	(991)	-
(8)未払法人税等	(644)	(644)	-

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金、及び(4)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、投資信託は、公表されている基準価格によっております。

(6)買掛金、(7)未払金、及び(8)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	122

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について、5百万円の減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	10,530	
受取手形	2,994	
売掛金	7,007	
電子記録債権	942	
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 証券投資信託の受益証券	-	10
合 計	21,474	10

退職給付会計に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度（積立型制度であります。）及び複数事業主制度による厚生年金基金制度（石川県機械工業厚生年金基金）を設けております。

このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

なお、石川県機械工業厚生年金基金は平成27年1月1日付で厚生労働大臣より将来分返上の認可を受けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

退職給付債務の期首残高	3,641
勤務費用	221
利息費用	36
数理計算上の差異の発生額	△185
退職給付の支払額	△130
退職給付債務の期末残高	3,582

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

年金資産の期首残高	2,094
期待運用収益	15
数理計算上の差異の発生額	57
事業主からの拠出額	256
退職給付の支払額	△130
年金資産の期末残高	2,294

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

積立型制度の退職給付債務	3,582
年金資産	△2,294
未積立退職給付債務	1,288
未認識数理計算上の差異	△38
退職給付引当金	1,250

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

勤務費用	221
利息費用	36
期待運用収益	△15
数理計算上の差異の費用処理額	101
過去勤務費用の費用処理額	△19
確定給付制度に係る退職給付費用	323

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	(単位：%)
一般勘定	84
国内株式	5
外国株式	5
国内債券	4
その他	2
合計	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、現在及び将来予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮して決定しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	(単位：%)
割引率	1.0
長期期待運用収益率	0.75

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度による厚生年金基金制度への要拠出額は163百万円であります。

(1) 複数事業主制度の直近の積立状況

(平成26年3月31日現在)	(単位：百万円)
年金資産の額	28,724
年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額（注）	28,347
差引額	377

(注)前事業年度においては「年金財政計算上の給付債務の額」と掲記していた項目であります。

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社の割合

(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	(単位：%)
	12.2

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高△2,669百万円及び別途積立金3,046百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間14年の元利均等償却であり、当社は、当事業年度の計算書類上、特別掛金を42百万円費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当社の実際の負担割合とは一致していません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,863円20銭
1株当たり当期純利益	247円22銭

独立監査人の監査報告書

小松ウオール工業株式会社
取締役会 御中

平成27年5月11日

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸田雅彦 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高村藤貴 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小松ウオール工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

小松ウオール工業株式会社 監査役会
常勤監査役 松本 茂 (印)
社外監査役 宮前 悟 (印)
社外監査役 松木 浩一 (印)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 第48期剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主還元の実効性の確保のため安定配当を継続すること、今後の事業発展のため経営体質をより一層強化することなどを考慮して、下記のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金30円 総額302,927,400円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
 平成27年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

なお、定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

現行定款	変更案	変更の理由
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第27条〔条文省略〕</p> <p>第28条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第27条〔現行どおり〕</p> <p>第28条（取締役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>）との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように変更するものであります。</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第35条〔条文省略〕</p> <p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第35条〔現行どおり〕</p> <p>第36条（監査役の責任免除）</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」が平成27年5月1日に施行され、新たに責任限定契約を締結できることとなる社外監査役でない監査役についてもその期待される役割を十分に発揮できるように変更するものであります。</p>

- (注) 1. 変更を要する条文のみ記載しました。
2. ____を表示した箇所が変更部分を示します。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	か のう ゆたか 加納 裕 (昭和28年11月26日生)	昭和55年1月 当社入社 昭和59年3月 同 常務取締役 昭和61年3月 同 代表取締役専務 平成元年1月 同 代表取締役副社長 平成4年6月 同 代表取締役社長 現在に至る 平成21年6月 同 社長執行役員 現在に至る	68,112株
2	うし じま さとる 牛島 覚 (昭和23年5月17日生)	昭和47年4月 当社入社 昭和59年12月 同 販売部長兼海外部長 昭和62年3月 同 取締役 平成3年6月 同 常務取締役 平成16年6月 同 専務取締役 平成21年6月 同 取締役 現在に至る 平成21年6月 同 専務執行役員営業本部長 兼東北・九州ブロック長 平成24年4月 同 専務執行役員営業本部長 現在に至る	36,968株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	すず き ひろ ふみ 鈴木 裕 文 (昭和25年8月30日生)	昭和60年6月 当社入社 平成元年3月 同 経理部長 平成4年6月 同 取締役 現在に至る 平成21年6月 同 執行役員経理部長兼情報システム部長 平成24年4月 同 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 平成25年4月 同 執行役員経理本部長 平成27年4月 同 常務執行役員経理本部長 現在に至る	40,700株
4	もと ひこ よし お夫 本 彦 義 夫 (昭和27年3月19日生)	昭和51年12月 当社入社 平成15年9月 同 総務部長兼人事部長 平成17年6月 同 取締役 現在に至る 平成21年6月 同 執行役員総務部長兼人事部長 平成25年4月 同 執行役員総務本部長 現在に至る	15,500株
5	まん ちゅう ひで かず 万 仲 秀 和 (昭和28年2月19日生)	昭和54年3月 当社入社 平成5年2月 同 FS事業部長 平成8年6月 同 取締役FS事業部長 平成21年6月 同 執行役員技術部長 平成24年6月 同 執行役員生産本部副本部長 兼生産管理部長兼第一製造部長 兼第二製造部長 平成25年5月 同 執行役員生産本部長兼生産管理部長 兼第一製造部長 平成25年6月 同 取締役 現在に至る 平成26年4月 同 執行役員生産本部長兼生産管理部長 現在に至る	8,800株
6	やま ぐち とおる 山 口 徹 (昭和20年2月5日生)	昭和46年7月 株式会社共和工業所入社 昭和54年7月 同 取締役 昭和60年7月 同 代表取締役副社長 昭和61年7月 同 代表取締役社長 平成26年5月 同 代表取締役会長 現在に至る 平成17年6月 当社監査役 平成25年6月 同 取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社共和工業所代表取締役会長	280株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山口徹氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 山口徹氏は、長年にわたり株式会社共和工業所の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い見識を有することから、当社経営体制の強化に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 山口徹氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低限度額を限度とする契約を締結しております。

以 上

メモ

株主総会会場ご案内

- 場所 石川県小松市工業団地1丁目72番地
当社本店 2階会議室
TEL 0761(21)3131(代)
- 交通 小松空港 タクシー 5分
〈金沢方面から〉
北陸自動車道小松インターチェンジ 車 10分
〈福井方面から〉
北陸自動車道片山津インターチェンジ 車 7分
ETC 専用
安宅PA スマートインターチェンジ 車 2分
JR 北陸線小松駅 タクシー15分

